

令和2年5月26日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言の解除に伴う保育施設の対応について（令和2年5月26日）

保育施設の臨時休園につきまして、保護者の皆様におかれましてはご家庭での保育にご協力いただきありがとうございます。

国は、5月25日に首都圏の1都3県に対する緊急事態宣言を解除すると発表しましたが、杉並区の保育施設については、5月31日（日曜日）まで臨時休園を継続し、6月1日から保育施設の受入れを再開します。ただし、感染拡大防止等の観点から、また、保育施設が急激に密になる状態を避けるため、6月末までは登園の自粛をお願いします。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご負担をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

記

1 対象保育施設

認可保育所、地域型保育事業所（小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問）、杉並区保育室、区定期利用、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、グループ保育室

2 保育施設の対応について

(1) 5月31日まで

臨時休園を継続します。

なお、出勤を必要とする方への対応等についてはこれまでと同じです。

(2) 6月1日から

臨時休園は解除しますが、6月末までの登園の自粛をお願いいたします。

3 再開に当たっての考え方

別紙「保育施設再開に当たっての考え方並びにお願い」をご覧ください。

4 臨時休園期間中及び登園自粛期間中の保育相談窓口

登園自粛期間中のご家庭での過ごし方や育児への不安などお気軽にご相談ください。

| | | |
|--------------|----|----------------------|
| ○在園の保育施設 | | 電話：在園の各保育施設へ |
| ○子育てサポートセンター | 宮前 | 電話：03（3333）4699 |
| | 今川 | 電話：03（3394）3935 |
| ○保育課保育支援係 | | 電話：03（3312）2111（区代表） |

5 保育料について

4月分～6月分の保育料は、保育の利用日数に合わせて、月額保育料を減額又は免除します。なお、利用日数は各保育施設に確認するため、減額等の手続きは必要ありません。(延長保育料は、減額又は免除の対象外) なお、減額等の内訳は、各月ごとに送付します。

口座振替の場合 4月分保育料 ⇒ 6月30日口座引き落とし
5月分保育料 ⇒ 7月31日口座引き落とし
6月分保育料 ⇒ 8月31日口座引き落とし

納付書の場合 4月分保育料 ⇒ 6月中旬発送(6月30日納期限)
5月分保育料 ⇒ 7月中旬発送(7月31日納期限)
6月分保育料 ⇒ 8月中旬発送(8月31日納期限)

※ 地域型保育事業所をご利用の方は、納付期限等が異なりますので、各園に確認をお願いします。

※ 家庭福祉員、家庭福祉員グループ及びグループ保育室をご利用の方は、納付期限等、後日各園を通じてお知らせします。

6 育児休業の延長等について

(1) 令和2年4月1日以降に新たに認可保育所等に入所となった児童の保護者の育児休業につきましては、6月中に復職をすれば入所要件を満たすとしておりましたが、このことに伴い7月中の復職でも可能とします。復職証明書は復職後速やかに提出願います。

(2) 新型コロナウイルス感染症関連で就労内定が取り消しとなった方及び令和2年4月1日に新たに求職要件で認可保育所等に入所した児童の保護者で現在就労先が未定の方は、最長7月末まで求職期間・就労開始期日として認めます。7月中に、就労証明書(内定)を提出し、9月10日までに就労証明書(実績1か月付)を提出してください。

7 その他

これらの対応については、今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてごお知らせいたします。

【問い合わせ先】

子ども家庭部保育課 03(3312)2111 (代表)

- 登園の自粛に関すること 管理係
- 保育料、入園の相談に関すること 保育相談係
- 保育内容に関すること、家庭福祉員、
家庭福祉員グループ及びグループ保育室に関すること 保育支援係